

非常変災時における対応について

社会福祉法人 聖ヨハネ学園
付 属 下田部保育園
園 長 大西 玄樹

これは、高槻市「児童保育課」より民間保育園も市立保育所に準じた対応をするようにとの通達です。

- ① 午前《7時》の時点で、北大阪に《暴風警報》《大雨警報》《洪水警報》《大雪警報》《暴風雪警報》が発令されている場合には**臨時休園**とします。
- ② すべての警報が《解除》された場合には、その時点から午後《7時》まで保育を行います。
（*土曜日は午後《6時》までの保育になります*）
午後《2時》以降解除の場合は、臨時休園とします。
- ③ 午前《9時》以降にすべての警報が《解除》された場合は、お弁当を持参して下さい。
- ④ 解除になり登園される場合は連絡して下さい。
- ⑤ 通常の保育を行っている場合であっても上記の警報が発令されるような状況に至った時には、速やかにお迎えに来て頂くように連絡します。
※お迎えの後、警報が解除になった場合も**臨時休園**になります。
- ⑥ 高槻市に《震度5》以上の地震が発生した場合には**臨時休園**となります。震度4以下の場合には原則通常通りとしますが、被害状況により**臨時休園**とする場合があります。
- ⑦ 高槻市に《避難時準備情報等》（警戒レベル3、警戒レベル4等）が発表された場合、お迎えをお願いします場合があります。
- ⑧ 保護者の緊急連絡先を明確にして下さい。
- ⑨ このプリントは各家庭で保存して下さい。

以上、ご協力の程よろしく申し上げます。※連絡方法は、ルクミーアプリもしくは電話にて行います。